

新居浜市公告第 39 号

新居浜市景観計画策定業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

新居浜市景観計画策定業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

平成 31 年 4 月 11 日

新居浜市副市長 寺 田 政 則

1 業務の概要

- (1) 業務名 新居浜市景観計画策定業務委託
- (2) 業務内容 「新居浜市景観計画策定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から平成 32 年 3 月 31 日まで
- (4) 事業担当課

新居浜市 建設部 都市計画課 調査計画係

〒 792-8585 新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号

電 話 0897-65-1270 (直通)

F A X 0897-65-1276

E-mail tokei@city.niihama.lg.jp

2 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 本市の平成 31・32 年度入札参加資格登録業者名簿に記載されていること。
- (2) 四国内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (3) 新居浜市税、国税及び県税を滞納していないこと。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当しないこと。
- (5) 公募開始の日から契約締結までの間において、新居浜市入札参加資格停止要綱に基づく指名停止期間中又は指名留保期間中でないこと。
- (6) 新居浜市暴力団排除条例（平成23年12月28日条例第29号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (7) 公募開始の日から契約締結までの間において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (8) 平成26年度から現在までに、本業務又は本業務と類似の業務について、国又は地方公共団体と契約実績を有する者であること。

【類似の業務の例】

- ・ 景観計画策定業務
- ・ 都市計画マスタープラン策定業務
- ・ 公共交通網形成計画 等

- (9) 本業務を統括する管理責任者は、(8)の実務経験を有すること。

3 プロポーザル実施要領等関係書類の配布方法

新居浜市のホームページ（<https://www.city.niihama.lg.jp/>）で「プロポーザル情報」画面を展開し、ダウンロードすることができる。また、次により配布する。

(1) 配布期間

公告日から平成31年4月19日（金）までの閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内

(2) 配布場所

新居浜市 建設部 都市計画課

4 参加申込の手続き等

本プロポーザルへの申込みを希望する場合は、次により参加申込書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式1）

イ 会社概要書（様式2）

ウ 業務受託実績書（様式3）

エ 業務実施体制及び業務従事者情報（様式4）

契約締結後における業務の実施体制（管理責任者、主任技術者及び担当者の氏名、経験及び担当する業務）について記載すること。

オ 納税証明書

国・愛媛県・新居浜市税を滞納していない証明書

(2) 提出期間

平成31年4月11日（木）から平成31年4月19日（金）まで

(3) 提出方法

持参（閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内）又は郵送（簡易書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(4) 提出先

新居浜市 建設部 都市計画課 調査計画係

5 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 質問受付期間

平成31年4月11日（木）から平成31年4月15日（月）まで

(2) 提出方法

質問箇所及び内容を分かりやすく記載し、電子メールにより提出すること。なお、質問書提出後に電話により受信確認を行うこと。

(3) 提出先

新居浜市 建設部 都市計画課

(4) 提出書類

質問書（様式5）

(5) 回答方法

質問に対する回答は、平成31年4月17日（水）までに市のホームページに掲

載する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

6 辞退届の提出

参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、次の方法により辞退届を提出すること。

なお、この場合、その他の事業に不利益を被ることはないものとする。

- (1) 提出書類 辞退届（様式6）
- (2) 提出期限 平成31年5月21日（火）17時15分まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）
- (4) 提出先 新居浜市 建設部 都市計画課

7 一次審査（書類審査）

(1) 参加申込書の審査

一次審査は、提出書類について資格審査を行い、一次審査通過者を選定する。

(2) 一次審査結果の通知

審査結果の通知については、平成31年4月25日（木）までに全ての申込者へ書面にて通知する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（任意様式）
- イ 業務工程表（任意様式）
- ウ 見積書（様式7）

(2) 作成上の留意点

- ア 企画提案書は、A4判、用紙縦置き、横書き両面印刷、左綴じで製本すること。
- イ 文字の大きさは、原則として11ポイント以上にする。
- ウ 企画提案書は、表紙を除いて5ページ以内とする。
- エ 文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。
- オ 企画提案書の印刷の色は、カラー、白黒を問わない。

カ 使用言語は日本語とし、企画提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページに注釈をつけること。

キ 企画提案書の表紙には、タイトルを「新居浜市景観計画策定業務委託」とし、提出年月日を記載し、正本には、会社名、会社印、代表者名・代表者印を記名押印すること。

(3) 提出部数

企画提案書、業務工程表 正本各1部、副本各10部

見積書 正本1部

(4) 提出期間

平成31年5月7日(火)～平成31年5月21日(火) (ただし、土日を除く。)

時間：8時30分から17時15分まで

(5) 提出方法

持参(閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内)又は郵送(簡易書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。)により提出すること。

(6) 提出先

新居浜市 建設部 都市計画課

9 二次審査(プレゼンテーション)

一次審査通過者に選定された者は、提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 日時

平成31年5月27日(月)から平成31年5月31日(金)までの間の1日とし、詳細については、対象者に別途通知する。

(2) 所要時間

準備 10分以内

企画提案プレゼンテーション 30分以内

企画提案ヒアリング 15分程度

(3) 内容 企画提案書の内容

(4) 出席者 3名以内とする。

なお、企画提案書に記載された管理責任者は必ず出席すること。

(5) その他

ア プレゼンテーションに必要な機器は持参すること。

イ プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書のみとし、提案書にない追加提案の資料配布は認めない。

ウ プレゼンテーションは非公開とする。

1.0 受託候補者の選定

(1) 審査手順

ア 本市が設置する審査委員会において、評価した評価点の合計が最も高い者を受託候補者として選定する。なお、最高得点者が2者以上になった場合は、審査委員会の委員長が決定する。

イ 受託候補者として選定された者と契約内容等について協議を行う。ただし、この受託候補者と合意に至らなかった場合等は、次に評価点の合計が高い者から順に協議を行う。

ウ 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各審査委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

(2) 結果通知

審査結果は、全ての提案者に書面で通知するとともに、受託業者決定後、速やかに業者名、各業者の評価結果を市のホームページで公表する。

1.1 契約の手続

業務仕様書及び受託候補者の企画提案書等の内容を基本に協議の上、新居浜市契約規則に基づき契約を締結する。受託候補者の企画提案書等の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、受託候補者との協議により、項目を追加、変更及び削除する場合がある。

また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行う場合がある。

1 2 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1事業者につき1案とする。
- (3) 提出期限後の企画提案書等の修正、変更は一切認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 企画提案書については、受託候補者の選定のために使用するものとし公表しないが、情報公開請求があった場合、新居浜市情報公開条例に基づき公開する可能性がある。
- (6) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 参加資格の要件を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類が提出期限までに提出されなかった場合
 - ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - エ 提出書類に不備、錯誤等があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
 - オ 見積額が委託料上限額を超えている場合
 - カ プレゼンテーションに参加しなかった場合
 - キ 選定の公平性を害する行為があった場合
 - ク アからキまでに定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (8) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については市が定める。